

流域治水政策の検討経過

1. 滋賀県流域治水基本方針の策定

水害から命を守り壊滅的な被害を防ぐためには、自助・共助・公助を組み合わせ、地域の実情にあった総合的な対策を流域全体で取り組むことが必要であり、基本的な治水対策の考え方や役割分担などを基本方針として取りまとめ、各流域での水害犠牲者ゼロに向けた取り組みを関係者が連携して進めていく。

2. 基本方針の方向性について

～住民と行政との協働型治水を目指す～

(1)はん濫を出来るだけ起こさない防災対策

適切な河川の維持管理

効果的・効率的な河川整備

多様な主体で取り組む流域貯留対策

(2)はん濫した場合でも命を守り被害を出来るだけ少なくする減災対策

水害に関する危機管理体制の強化

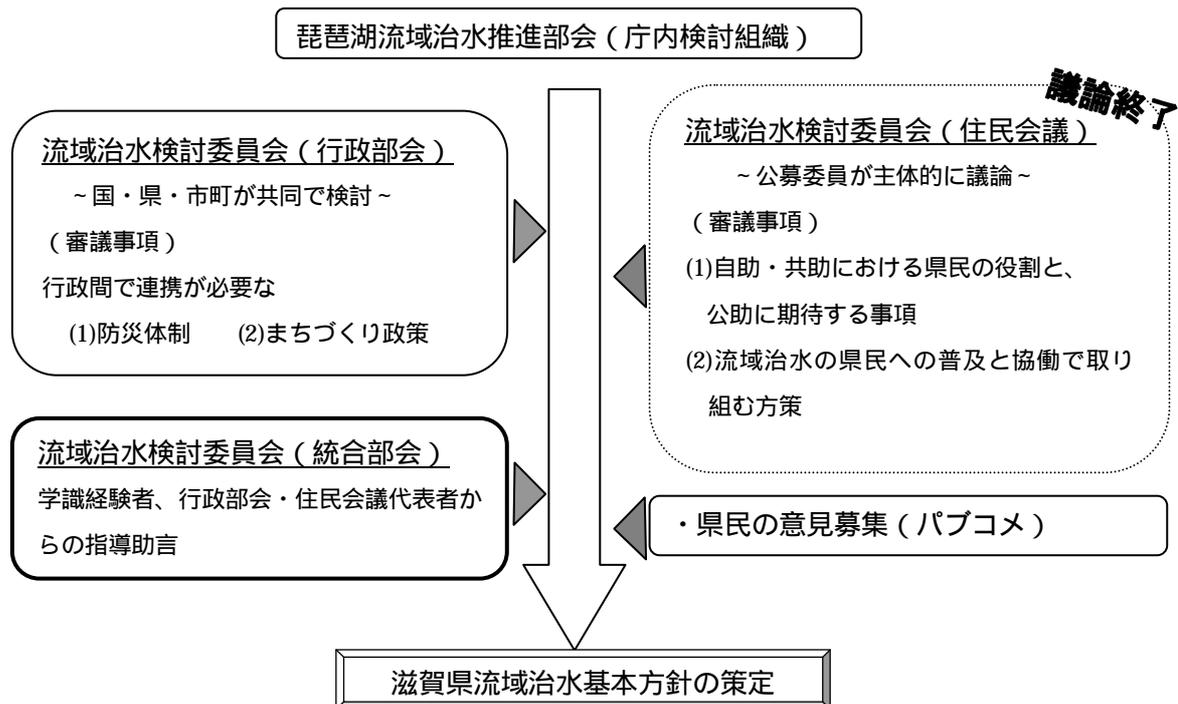
自助・共助の視点からみた地域防災力の向上

安全な土地利用や住まい方への誘導

霞堤や二線堤等はん濫をとどめる機能の確保

3. 検討体制

学識経験者、県民や市町の意見等を基本方針に反映させる取組を進めている。



4. これまでの検討状況（安全な土地利用や住まい方の誘導に関して）

(1) 水害に強い地域づくり協議会からの提言

平成 20 年 6 月に、琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会（会長：京都大学防災研究所 教授、構成員：学識経験者、国、県、湖南 5 市【大津、草津、守山、野洲、栗東】）から、水害に強い土地利用のあり方についての議論の結果をとりまとめた提言書を知事へ提出。

提言内容（抜粋）

土地利用や建築物の建築に対して、水害の危険度に応じた適正な指導・助言が行えるよう、浸水マップが県条例等により法的に位置づけられることを検討されたい。

(2) 住民会議からの提言

平成 20 年 12 月に、住民会議から議論の結果を「水害から命を守る地域づくり滋賀県民宣言」としてとりまとめた提言書を知事へ提出。

提言内容（抜粋）

地域の水害に対する安全性を高めるために、次の事項を公助に求めます。

川の安全度を高める話だけにとどまらず流域全体の視点からあらゆる対策を講じて、私たちの住む地域の安全度を高めること。そのとき、河川改修のレベルを超える洪水が起こった場合にも人命が失われるほどの大きな被害が生じないような河川管理・はん濫原管理を行うこと。

- 危険箇所での土地利用制限や建築指導を行う。

(3) 県政モニターアンケート結果

平成 19 年 12 月および平成 21 年 1 月に、「豪雨災害に関する意識」についての県政モニターアンケート調査を実施。

（問）水害による被害をできるだけ少なくする方法として、上流の農地や森林の開発を制限したり、下流の低地に建物を建設しないよう制限することが考えられますが、あなたはこのような土地の利用制限についてどう思われますか。

回答内容	H19.12		H21.1	
	人数	割合	人数	割合
被害を少なくするための制限なら、やむを得ない	212	91.0	132	76.7
制限はすべきではない	4	1.7	20	11.6
わからない	17	7.3	17	9.9
回答なし	0	0.0	3	1.7

5. 学識者部会における検討

(1) テーマ

水害リスクの評価方法、水害リスクを考慮したまちづくり（土地利用・建築の規制・誘導）の実現方策の検討

(2) 内容

「水害に備える土地利用規制・誘導のしくみ」として、条例等により水害リスクの高い場所を区域指定し、その区域の土地利用に何らかの規制をすることが必要と考えられるので、これについて検討する。